

在宅患者緊急入院診療加算について

在宅患者緊急入院診療加算は、

在宅で療養を行っている患者さんの病状が急変等により入院が必要となった場合に、円滑に入院できるようかかりつけ医の先生方と医誠会国際総合病院が連携して入院受け入れを支援する取り組みを評価する加算です。

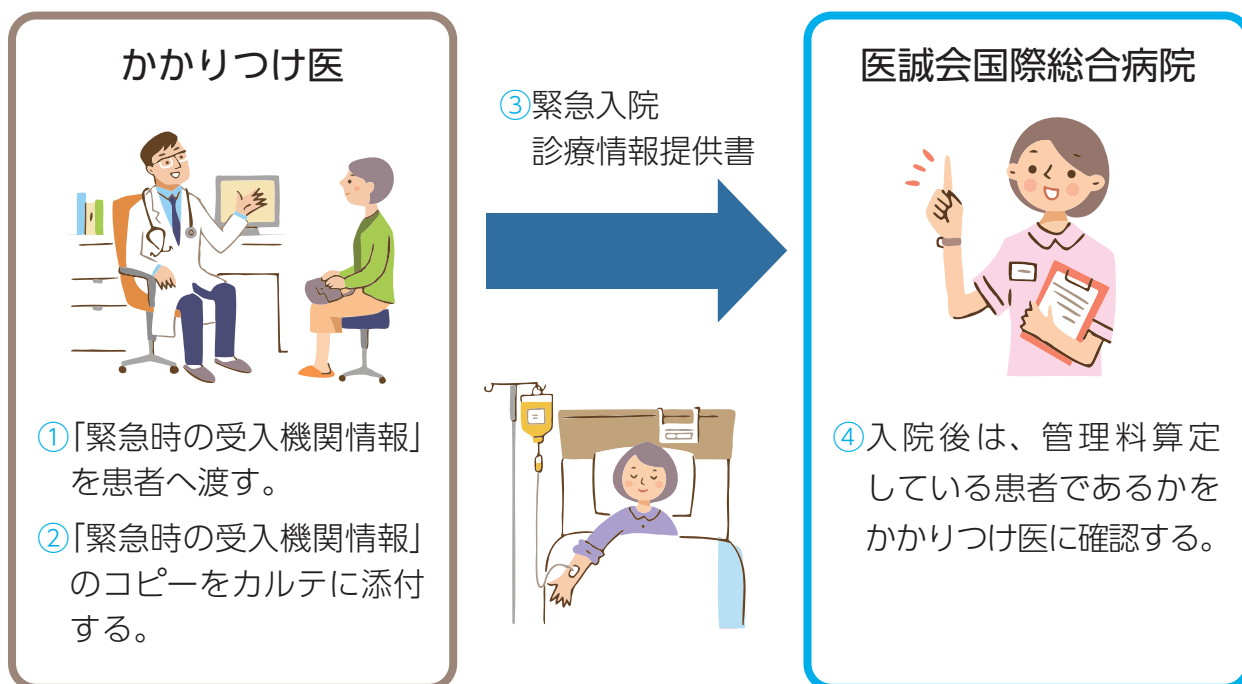
●対象患者（かかりつけ医で以下を算定している患者）

- ・C002 在宅時医学総合管理料
- ・C002-2 施設入居時等医学総合管理料
- ・C003 在宅がん医療総合診療料
- ・C100~121 在宅療養指導管理料(C101 在宅自己注射指導管理料を除く)

●手順

- ①かかりつけ医より「緊急時の受入機関情報」を患者へ説明する。
- ②「緊急時の受入機関情報」を患者へ渡し、コピーをカルテに添付する。
- ③患者が緊急入院した際には、診療情報提供書を医誠会国際総合病院にFAXする。
- ④入院後は医誠会国際総合病院より管理料算定している患者であるかかかりつけ医に確認をする。

※診療情報提供書等に管理料を算定している旨の記載があれば確認連絡は不要です。



医誠会国際総合病院 地域医療連携室